

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっており、鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されている。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器であり、加齢が要因のひとつである感音性難聴の場合は、軽度の段階から補聴器を使用した方が、症状の予防につながるとも言われている。

しかし、日本と欧米諸国と比べると、難聴者率自体には大きな差は見られないものの、日本における補聴器使用率は低くなっている。

これは、日本において補聴器の平均購入価格が片耳当たり15万円程度と高額である上、欧米諸国で導入されている補聴器購入に対する公的補助制度がなく、また保険も適用されず、全額自費負担となるためであると考えられる。

なお、日本においても、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴者であれば、1割負担で購入できる補装具費支給制度がある。しかしながら、加齢性難聴者ではそこまで重度化しない場合が多いと言われていることから、負担の大きい低所得の高齢者に対する配慮が求められているところである。

加齢性難聴者への補助を行うことで、補聴器の普及が進み、高齢となっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるようになり、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながるものとする。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月25日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 あて